

令和6年11月1日施行

自転車の酒気帯び運転及び 携帯電話使用等に

新たに罰則が整備されました。

自転車運転者講習の対象となる自転車危険行為にも追加されました！
※14歳以上が対象

酒気帯び運転



罰則

違反者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

罰則

自転車の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

罰則

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



携帯電話使用等

罰則

違反者

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

罰則

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車等の利用者の皆様へ

令和6年5月24日に

改正道路交通法が公布されました!

主な改正内容

●令和6年11月1日施行



新たな罰則の整備

自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為、携帯電話使用等の罰則が整備



ペダル付き原動機付自転車のペダルのみでの走行が運転に該当

ペダル付き原動機付自転車（いわゆるモペット）をペダルのみを用いて走行させる行為は、「車両の本来の使い方」となり、「運転」に該当することが明確化



●公布から2年以内に施行



自転車の違反行為に交通反則切符（青切符）を適用

自転車の交通違反に対し、「交通反則通告制度」（いわゆる青切符）を適用（16歳以上が対象）、反則金のみで点数制度の適用なし



車道での自動車・自転車等の側方接触事故を防止するための規定が創設

車道における自動車等と自転車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両）の側方接触を防止するため、新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において、両者の間に十分な間隔がない時の通行方法を規定



自動車等

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行

自転車等

できる限り道路の左側端に寄って通行



愛知県警察



愛知県警察ホームページ
www.pref.aichi.jp/police/